

平成23年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成23年6月3日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年6月3日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起について）
 - 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）
 - 議案第22号 工事請負契約の締結について

議事日程第1号

平成23年6月3日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長報告 1件

(1) 議員の辞職許可について

町長報告 5件

報告第2号 平成22年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 平成22年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

報告第4号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 6件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起について）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

議案第22号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案の審議及び採決 6件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町一般会

計補正予算（第11号）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起について）

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）

議案第22号 工事請負契約の締結について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（10名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	3番 早川文人
5番 植松康祐	6番 大沢まり子	7番 岡本隆子
8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁	10番 梅原勇
11番 谷口鈴男		

欠席議員（なし）

欠員（2名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長 竹内正康	教育長 丹羽一仁
総務部長 鍵谷昌孝	民生部長 瀬瀬久美
建設部長 松岡学一	教育担当参事 安藤信治
企画調整 担当参事 三輪康典	総務課長 田中康文
企画課長 加藤暢彦	税務課長 佐久間英明
住民環境課長 寺本公行	保険長寿課長 山田徹
農林課長 植松和徳	上下水道課長 亀井孝年
建設課長 伊左次一郎	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

なお、6月1日より、当議会におきましてもクールビズを提唱しておりますので、きょうの服装につきましては、許す範囲でクールビズを認めておりますので、よろしく願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

招集者 職務代理者 竹内副町長よりあいさつをお願いいたします。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

おはようございます。

本日は、第2回臨時会を招集いたしまして、皆様方、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

昨日は、菅首相の不信任案が大差で否決されたということでございまして、まだまだ政局が混迷を来しております。東日本大震災の復興が一日も早く進められ、また福島第一原発の一刻も早い放射能漏れをとめていただくことを祈るばかりであります。

きょうは、以前から問題になっております比衣・顔戸地内の陥没の復旧につきまして、国・県とようやく候補につきまして話がまとまりました。一刻も早く復旧をしまして、避難者の方に早く家に帰っていただきたいということで、急ではございますが臨時会をお願い申し上げたところでございます。復旧につきましては、昨日御説明申し上げましたように、充てん工法を用いるということでありまして、まず地下充てんを行い、その後、引き家工法でうちを動かしまして、その後、家屋の復旧を行っていきたいと思います。その案件が1件、議案として上程をしております。

このほかには、平成22年度の専決処分を行っております案件が5件あります。また、それ以外にも予算の繰り越し等5件の報告案件がございます。都合11件を上程いたしておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（鈴木元八君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 梅原勇君、11番 谷口鈴男君の2名を指名いたします。

会期の決定

議長（鈴木元八君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。臨時議会の会期は、昨日6月2日の議会運営委員会で本日1日と決めさせて
いただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定をいたしました。

諸般の報告

議長（鈴木元八君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

去る5月31日に安藤博通議員より、一身上の都合により議員辞職願の提出がありましたので、
地方自治法第126条の規定により同日これを許可いたしましたので、御嵩町議会会議規則第99
条第2項の規定により報告をいたします。

なお、当該委員の委員会所属であった関係ポストについては、全員の委員の任期が7月25日
をもって満了となりますので、このまま空席で行うことといたしましたので、よろしくお願
いをいたします。

続きまして、町長報告を行います。

報告第2号 平成22年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、報告第
3号 平成22年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について、以上2件につ
いて朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

おはようございます。

それでは、報告第2号 平成22年度御嵩町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

青のインデックス、諸般の報告の1ページをお願いいたします。

平成22年度御嵩町一般会計予算の総務費、土木費及び教育費を次のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

2ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書であります。3月定例会におきまして御審議いただきました繰越明許費8件に係る繰越明許費繰越計算書につきまして、御報告いたします。

総務費の町単、稲荷台災害復旧事業は779万円の繰り越しを予定していましたが、金額が確定しましたので489万円を繰り越ししています。

県議会議員選挙事業も73万3,000円の繰り越しを予定していましたが、金額の確定により56万2,800円を繰り越ししています。

土木費の2事業は、国の補正予算による地域活性化・きめ細かな交付金事業で、四万堂大西線等道路改良工事500万円、南山公園施設整備工事2,068万5,000円を繰り越いたしました。

教育費の4事業は、国の補正予算による地域活性化・光をそそぐ交付金事業で、小学校図書購入事業100万円、中学校図書購入事業200万円、中山道みたけ館空調設備等設置事業4,035万円、中山道みたけ館図書購入事業500万円を繰り越いたしました。

以上8件の事業で、翌年度への繰越総額は7,948万7,800円であります。

以上で報告を終わります。よろしく願いをいたします。

次に、3ページをお願いいたします。

報告第3号 平成22年度御嵩町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告をさせていただきます。

平成22年度御嵩町一般会計予算の土木費及び災害復旧費を次のとおり翌年度へ繰り越いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、準用する同令第146条第2項の規定により報告するものであります。

4ページをお願いいたします。

款土木費の項河川費の上恵土排水改良工事の翌年度繰越額419万2,700円は、用地境界の確定に時間を要したことにより、年度内の完成が見込めなくなったため事故繰越を行うものであります。

款災害復旧費の項公共土木災害復旧費の町道御嵩157号線ほか復旧工事441万3,750円、町道上之郷12号線ほか復旧工事344万8,200円、樋ヶ洞川護岸復旧工事154万3,500円、前沢川支流護

岸復旧工事115万5,000円の4工事につきましては、工事用資材の納入がおくれ、年度内の完成が見込めなくなったことにより、事故繰越を行うものであります。

項農地等災害復旧費の平成22年度特定鉱害復旧事業西之野地区測量調査委託業務1,049万550円、及び平成22年度特定鉱害復旧事業雨田地区家屋等調査委託業務160万5,450円については、復旧工法の決定に対し、関係機関との調整に時間を要したために、平成22年度中の業務完了が困難となったため、事故繰越を行うものであります。

5ページをお願いいたします。

項農林水産業施設復旧費の前沢川支流排水路復旧工事の翌年度繰越額63万2,100円は、製品の作成に時間を要するため、平成22年度中の工事完了が困難となったため、事故繰越を行うものであります。

その下の平成22年度林道災害復旧事業栢森線（2号箇所）復旧工事の翌年度繰越額1,002万5,000円は、砂防指定地であり河川協議等必要であったため、関係機関への許可申請に時間を要したことなどにより、平成22年度中の工事完了が困難となったため、事故繰越を行うものであります。

以上9件の事業で、平成23年度への事故繰越額の合計は3,750万6,250円であります。

以上で報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

報告第4号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、報告第4号 平成22年度御嵩町下水道特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告をさせていただきます。

先ほどと同じく青のインデックス、諸般の報告の6ページをお願いいたします。

平成22年度御嵩町下水道特別会計予算の下水道事業費を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

7ページをお願いいたします。

繰越明許費繰越計算書であります。1月臨時会におきまして御審議いただきました繰越明許費に係る繰越明許費繰越計算書について御報告いたします。

款下水道事業費、項下水道施設費、事業名上之郷汚水幹線ほか下水道整備事業の1億10万円を全額翌年度に繰り越しいたしました。

以上で報告を終わります。

議長（鈴木元八君）

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次建設課長。

建設課長（伊左次一郎君）

おはようございます。

では、引き続きインデックス青の諸般の報告つづりの8ページをお願いいたします。

報告第5号 御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告についてを地方自治法第243条の3第2項の規定により、御報告いたします。

初めに、平成22年度御嵩町土地開発公社事業会計決算書から御報告いたしますが、平成23年度土地開発公社事業計画及び予算書と2件になりますので、ページについては資料の通番ページ、大きい番号で進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、20ページをお願いいたします。

平成22年度事業報告書の1. 概況、(1)総括事項です。

平成22年度の土地開発公社の事業は、新たな用地取得等はございませんでした。また、町道中125号線道路改良用地、御嵩駅前整備用地として1,318.07平方メートルを4,962万2,743円にて御嵩町へ売却いたしました。これにより、平成22年度末現在の土地保有及び借入金はすべて処分したこととなりました。

(2)理事会の開催状況では、2回の理事会を開催しております。

平成22年5月25日には、平成21年度の御嵩町土地開発公社会計決算の認定、また平成23年3月2日には、同公社の平成23年度事業計画及び会計予算並びに業務規程の一部を改定する規程の制定について、御審議及び御承認をいただきました。

2の会計、(1)重要契約の要旨は、1の概況で御説明しました町道中125号線道路改良用地の売却契約を平成22年12月9日付にて締結いたしました。この1件のみとなっております。

では、お手数ですが12ページの方へお戻りください。

平成22年度御嵩町土地開発公社事業会計決算報告書の1. 収益的収入及び支出の(1)収入からです。

款1事業収益では、公有用地売却収益として、御嵩町への売却収益及び款2事業外収益の預金利息を合わせた収入決算の合計は、4,963万699円となりました。

次に(2)支出では、款1の事業原価の目1公有地売却原価支出のほか、款2の販売費及び一般管理費の目1人件費として、監査員報酬及び目2経費にて理事旅費を支出いたしました。

款3事業外費用及び款4予備費の支出はございませんでしたので、支出決算の合計といたし

ましては4,964万9,743円となりました。

次に、14ページをお願いいたします。

2. 資本的収入及び支出です。(1)の収入は、新たな公有地取得等に係る長期借入金を行いませんでしたので、収入決算の合計額はゼロ円となっております。

次に(2)支出では、目の1 公有用地取得事業の長期借入金利息及び目の2 借入金償還金の長期借入金償還金を支出した4,031万5,204円が支出決算の合計となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,031万5,204円は、当年度分損益勘定留保資金にて補てんいたしました。

次に、16ページをお願いいたします。損益計算書です。

ただいま御報告いたしました収益的収入及び支出の損益は、最下段の当年度純損失1万9,044円の損失となりました。

次ページは貸借対照表になりますので、後ほどお目通しのほどをお願いし、18ページの財産目録をお願いいたします。

表の左側、資産の部Ⅰの流動資産の(1)現金及び預金は、19ページのキャッシュ・フロー計算書に記しましたⅠの事業活動、Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローの増加額に、Ⅴの期首残高を合わせた当期末現在のⅥ現金及び現金同等物期末残高として最下段に記しましたとおり、1,445万8,626円となりました。

また、Ⅱの固定資産の3投資その他の資産は、御嵩町からの出資金となります。これを合わせた資産合計は1,945万8,626円となりました。

一方、表の右側、負債の部では、公有地の売却による長期借入金の償還により、負債合計額がゼロ円となりましたので、資産合計がそのまま正味財産となっております。

次に、21ページをお願いいたします。

ここからは附属明細表一覧となりますが、当年度事業及び決算に該当しないものについては添付を省略しておりますので、よろしくをお願いいたします。

また、25ページには、その他の参考として、当年度売却した土地の位置図及び土地の表示を添付いたしましたので、あわせて後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

以上が平成22年度の御嵩町土地開発公社の決算報告となります。

次に、26ページをお願いします。監査意見書になります。

去る平成23年4月22日に監事の永瀬俊一さん、早川文人さんに決算監査をお願いし、その結果を監査意見としていただいております。関係帳簿及び証拠書類並びに残高証明書との照合の結果、正確であることをお認めいただいておりますので、これを御報告させていただきます。

続きまして、平成23年度御嵩町土地開発公社事業計画及び予算書について御説明いたします。

30ページをお願いいたします。平成23年度御嵩町土地開発公社事業計画です。

本年度は公有地取得事業及び売却を予定しないものとしております。

次に、32ページをお願いします。平成23年度御嵩町土地開発公社予算です。

第1条は総則です。第2条の収益的収入及び支出では、この収入に第1款の事業収益は見込まず、第2款の預金利息のみを見込んだ1万2,000円を予定しております。

一方支出では、第1款の事業原価としての公有地を保有しておりませんので、これに伴う支出は予定いたしません。よって、公社理事の旅費及び監査員報酬を見込む人件費として、第2款の販売費及び一般管理費に続いて、第4款の予備費のみを見込んだ4万5,000円を予定しております。

なお、この収入と支出の差額3万3,000円の不足額は、前期繰越準備金にて補てんを予定するものです。

次ページ、33ページの資本的収入及び支出では、事業計画で御説明したとおり、新たな公有地の取得を予定しておりませんので、その収入及び支出を予定しておりません。

次に34、35ページは予算明細書になります。また、36ページは資金計画書、37ページは平成22年度の予定損益計算書、38ページは平成22年度の予定貸借対照表になります。後ほどお目通しのほどをお願いし、39ページをお願いいたします。平成23年度の予定損益計算書です。

当年度の予定損益は、最下段に記しましたとおり3万3,000円の当期損失を見込んでおります。

次ページ、40ページは当年度末の予定貸借対照表になります。後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

最後に41ページをお願いいたします。土地開発公社業務規程の新旧対照表です。

これは決算書の方で報告をさせていただきました平成23年3月2日の臨時会において、提出させていただいた議案第3号による業務規程の一部を改正する規程の制定として、御承認をいただいた理事及び監事の費用弁償額及び報酬額に半日額を追加制定したものでございます。

以上で、御嵩町土地開発公社の経営状況に関する報告とさせていただきます。

議長（鈴木元八君）

報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額）について、朗読を省略し、説明を求めます。

寺本住民環境課長。

住民環境課長（寺本公行君）

おはようございます。

それでは、報告第6号 専決処分の報告につきまして御説明申し上げます。諸般の報告つづ

り42ページをお願いいたします。

損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、平成23年5月18日に専決処分を行いましたので、その報告をいたします。

専決第6号でございます。

専決処分の内容は、平成23年5月8日日曜日午前9時10分ごろ、御嵩町元町地内におきまして、町内一斉清掃に参加していただきました住民の方が唐沢川沿いの草刈り作業を行っていたところ、小石が飛び、駐車していた車両に当たり、リアガラスを破損いたしました。

損害賠償の相手方は、御嵩町御嵩1536番地、平井香名氏でございます。損害賠償額は7万1,442円でございます。

なお、この損害額につきましては、町が加入しております全国町村会総合賠償補償保険により保険給付されますが、今後このようなことが起こらないよう、自治会町会、環境監視委員会などの会議を通じ、けが、事故等には十分注意して清掃活動を行っていただくようお願いをしていきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

続きまして、日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に提案されました承認第1号から承認第5号までと議案第22号の6件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

おはようございます。よろしくをお願いいたします。

それでは青色インデックス、議案つづりの1ページをお開きください。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日、専決第1号で専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものでございます。

議案つづり2ページをお開きください。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、資料つづりの2ページをお開きください。

今回の改正は、国の国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の改正によるもので、平成23年度からの国民健康保険税の賦課課税限度額について、中間所得層の負担の軽減を図るため、平成22年に引き続きまして、引き上げるものでございます。

まず初めに、第2条第2項の基礎課税額に係る課税限度額「50万円」を「51万円」に、同条第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額「13万円」を「14万円」に、そして、同条第4項にあります介護納付金課税額に係る課税限度額「10万円」を「12万円」にそれぞれ変更し、合計で4万円引き上げるものであります。

また、第23条につきましては、同様に国民健康保険税の減税における限度額をそれぞれ変更するものでございます。

この条例の施行日は、平成23年4月1日からです。

なお、前後いたしますが、資料つづりの1ページには、限度額見直しに関する資料がございますので、あわせてごらんください。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

それでは、議案つづりの4ページをお開きください。

平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日、専決第3号で専決処分を行いましたので報告し、承認を求めるものであります。

議案書の補正予算書のうちピンク色の表紙、御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,099万4,000円とするものです。

今回の補正は、歳入においては、国・県からの普通調整交付金及び特別調整交付金の交付金額確定に伴う増減、また歳出においては、保険給付費の確定による減額並びに国保基金積立金の増額補正が主なものでございます。

それでは、補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入ですが、款03の国庫支出金、項02の国庫補助金4,157万7,000円の減額につきましては、普通調整交付金の交付金額確定によるものです。

款06の県支出金、項01の県補助金5,359万8,000円の増額は、普通調整交付金並びに特別調整交付金の交付金額確定によるものです。

また、項02の県負担金の129万8,000円の減額は、高額医療費共同事業の拠出金に係る負担金確定に伴うものです。

続きまして、歳出について説明いたします。7ページをお願いいたします。

款02の保険給付費、項01の療養諸費としまして、目01一般被保険者療養給付費3,600万円の減額、目02退職被保険者等療養給付費600万円の減額と、項02高額療養費、目01一般被保険者高額療養費600万円の減額は、診療報酬等の保険者負担分の年額支払い金額の確定によるものです。

8ページをお願いいたします。

款09の基金積立金、項01基金積立金、目01国保基金積立金は6,000万円の増額です。平成22年度決算見込みでの余剰金の一部を積み立てるものでございます。また、款11予備費127万7,000円の減額は、収支見込みによる調整であります。

なお、資料つづりの4ページ並びに5ページに、参考となる資料がございますので、後ほどごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、承認第3号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起について）、以上2件について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

それでは、議案つづりの3ページをお願いいたします。

平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日に専決第2号で専決処分を行いましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

青のインデックス、補正予算の1ページをお願いいたします。

平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第11号）は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,325万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,981万2,000円とするものであります。

第2条の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」により説明いたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。事業費の確定及び補助金額の確定により変更するものであります。災害復旧債の借入限度額を1,910万円減額し、1,210万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

次に、8ページをお願いいたします。

歳入の補正につきましては、国・県等の交付金や補助金の額が確定したことなどに伴う補正であります。主なものにつきまして御説明いたします。

款02地方譲与税の項01自動車重量譲与税は、326万9,000円の増額となりました。対前年度比較で285万7,000円の減額となっています。

項03地方揮発油譲与税は430万6,000円の増額となりました。対前年度比較で193万7,000円の増額となっています。

9ページをお願いいたします。

款06地方消費税交付金は604万3,000円の増額となりました。

款07ゴルフ場利用税交付金は、利用者の減少により697万6,000円の減額となりました。

款08自動車取得税交付金は、エコカー減税等により767万3,000円の減額となりました。

10ページをお願いいたします。

款10地方交付税の特別分は、7・15豪雨災害などにより5,891万5,000円の増額となりました。地方交付税特別分の対前年度比較で1,478万4,000円の増額となっています。

款14国庫支出金、目07災害復旧費国庫補助金1,581万5,000円は、農地及び農業用施設並びに林道の災害復旧事業について激甚災害が適用となりました。これに伴い、国庫補助率のかさ上げが行われ、補助金額の増額となりました。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、目01総務費県補助金50万円の増額は、電気さくの設定補助等の鳥獣被害防止対策事業及び伏見軌道敷跡地の遊歩道整備事業に係る市町村振興補助金であります。

款21町債、目06災害復旧債、節01公共土木施設災害復旧債の20万円は、道路橋りょう災害復旧費及び河川災害復旧費の事業費の額確定による起債の減額であります。

節02農地農林施設災害復旧債1,890万円の減額は、耕地災害復旧費及び林道災害復旧費の激甚災害の適用による補助率のかさ上げ及び事業費の確定による起債の減額であります。

12ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

款02総務費、目04財産管理費は、伏見軌道敷跡地の遊歩道整備事業に対する市町村振興補助金の交付に伴う財源内訳の変更であります。

目14財政調整基金費5,315万4,000円の増額は、歳入歳出の差額を財政調整基金へ積み立てるものであります。

款06農林水産業費、目03農業振興費は電気さくの設定補助等の鳥獣被害防止対策事業に対する市町村振興補助の交付に伴う財源内訳の変更であります。

款11災害復旧費、項01農林水産業施設災害復旧費、目01耕地災害復旧費及び目02林道災害復旧費は、耕地災害復旧費及び林道災害復旧費の激甚災害の適用による補助率のかさ上げ及び事業の確定による起債の減額に伴う財源内訳の変更であります。

項02公共土木災害復旧費、目01道路橋りょう災害復旧費、及び次の13ページの目02河川災害復旧費は、事業費の確定に伴う地方債増額または減額による財源内訳の変更であります。

款12公債費9万7,000円は、一時借入金の追加借り入れによる借入金利子の増額に伴い補正を行うものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

続いて青のインデックス、議案つづりの5ページをお願いいたします。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明をいたします。

控訴の提起について、岐阜地方裁判所平成21年（ワ）第144号損害賠償請求事件について、平成23年4月15日に言い渡された判決に対し不服があるので、名古屋高等裁判所へ控訴を提起するため、平成23年4月21日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

控訴人は、御嵩町代表者 御嵩町長 渡辺公夫であります。被控訴人は、御嵩町伏見361番地2、田中太二であります。

事件の概要は、原告は、日課としていたウォーキングのため、平成19年1月14日午後6時ごろ自宅を出発した。同日午後6時半ごろ、ラスパ御嵩南、町道162号線左側水路ふた上を可児市中恵土方面に向かって歩いていたら、正面にガードパイプと電柱があって、それ以上真っすぐ歩いていくことができないため、これを右に避けようと車道側にはみ出た。このとき後ろから車が迫ってきたのがわかったので、電柱を回り込んで道路の左端に寄ったところ、水路に転落しけがを負った。

なお、原告はこのときのけがにより、現在は体幹機能障害の後遺障害を有している。これらのことから、けがの治療にかかった費用、休業損害、逸失利益、慰謝料等の請求があったもの

であります。

3番の第1審の判決の要旨は3点であります。

1点目は、被告は原告に対し金697万1,680円及びこれに対する平成19年1月14日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2点目は、原告のその余の請求を棄却する。

3点目は、訴訟費用はこれを10分し、その9を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。以上が判決の要旨であります。

続いて、4番目の控訴の要旨であります。同じく3点であります。

1点目は、原判決中、御嵩町敗訴部分を取り消す。

2点目は、被控訴人の請求を棄却する。

3点目は、訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とするとの判決を求めるものであります。

5番目の控訴を提起する理由であります。第1審判決は、原告が主張する日時、場所において転落し、損害をこうむったとの主張を争いのない事実として認めています。しかし、その事実認定には誤りがあり、控訴人には損害賠償責任がないと考えられるので、控訴を提起するものであります。

6番目の控訴を提起する裁判所ではありますが、名古屋高等裁判所であります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）についてを、朗読を省略し、説明を求めます。

佐久間税務課長。

税務課長（佐久間英明君）

それでは、承認第5号について御報告申し上げます。議案つづりは7ページからになります。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてということで、御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、4月27日に専決処分をしましたので、これについて御報告し、承認を求めるものでございます。

今回の町税条例の改正につきましては、3月に発生しました東日本大震災の被災者への地方税としての対応のうち、町税条例にも影響をする部分の改正をするものでございます。

資料つづりの6ページです。インデックス資料のところの6ページをお願いいたします。

6ページからですが、東日本大震災への地方税に関する対応の要点と兼ねた御嵩町町税条例の一部を改正する条例の骨子という資料がつづっておりますので、こちらで概略を御説明した

いと思います。

国におきましては、震災への緊急対応ということで、震災特例法、フルネームで言いますと東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律、これらが4月19日に閣議決定されておりました、27日に可決しました。で、同日交付されております。

これによりまして、地方税に関する部分について改正がされておるわけですが、町税条例への影響部分について、同時に改正する必要が出てきておりますので、その部分につきまして、これは総務省から示された準則に従って、4月27日に専決処分として改正しておるものでございます。改正の形としましては、附則を3条加えることによって対応しております。この内容について、簡単に御説明いたします。

東日本大震災の被災者に対する地方税制度における対応の主要な部分でございますが、まず、町税条例改正に関する部分については、関連としまして、資料に条番号を四角で囲って、関連箇所にアンダーラインを引いてありますので、参考にしていただきたいと思っております。

まず、個人住民税の関連ですけれども、上の方の1番のところにあります雑損控除の特例が設けられました。住宅や家財などに係る損失の雑損控除について、今年度23年度での適用が可能とされました。通常、地方税では1年おくれの24年度からの対象となるわけですが、前倒しを可能としたということです。また、重ねて繰越可能期間が通常3年のところを5年に拡大されております。町税条例では、今回追加する附則の21条の関連になります。

次に、2番を飛ばしまして3番のところに記載してあります住宅ローン減税の適用の特例が設けられました。これは、適用住宅が大震災によって滅失等しても、控除対象期間の残りの期間について、継続して適用が可能とされたものです。これは町税条例で、今回追加する附則の第22条に相当する部分になります。

ちょっと説明を飛ばしまして、下の方になります。固定資産税のところに説明が移ります。固定資産税関係もずうっと関係がありますが、その中でも説明としましては、次のページ、7ページへ移っていただきまして、上から二つ目、3番のところに被災代替住宅用地の特例が設けられました。被災住宅用地の所有者などがそれにかわる土地を平成32年度までに取得した場合は、被災地相当分について、取得後3年間は住宅用地とみなされて、固定資産税が軽減されることになりました。

また、すぐ下、次の4番になりますけれども、被災代替家屋の特例が設けられました。土地と同じでありまして、平成32年度までに当該被災家屋にかわる家屋を取得した場合に、家屋床面積相当分について、4年間は2分の1、その後2年間は3分の1を軽減するということになりました。これらを含む固定資産税の説明は、町税条例に今回追加する附則23条に関する部分

となります。

また、このほかにも、例えば今の資料の下から二つ目にも記載しております。例えば軽自動車税などについて、大震災によって滅失・損壊した車にかわる軽自動車の23年度から25年度までの軽自動車税を非課税とする特例などが資料に記載してありますが、今回の町税条例の一部改正とは直接は影響がありませんので、この辺の説明は省略いたします。ほとんどの特例対応が、基本的には地方税法、あるいは震災特例法により自動適用となるようなものがほとんどです。そのほかの部分、それから次のページ以降は、新旧貸借対照表が記載しております。この辺につきましても含めてお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第22号、平成23年度特定鉦害復旧事業西之野・雨田地区充てん工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

植松農林課長。

農林課長（植松和徳君）

それでは、議案第22号 工事請負契約の締結について説明させていただきます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、平成23年度特定鉦害復旧事業西之野・雨田地区充てん工事。契約の方法は、条件つき一般競争入札であります。契約金額は8,925万円であります。契約の相手方は、愛知県名古屋市中区松原三丁目2番8号、飛鳥建設株式会社 名古屋支店 支店長 長島道雄。

続いて、資料つづりの12ページをお願いいたします。

ここに工事請負仮契約の写し、それから次の13ページには入札執行一覧表の写しをつけておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、工事の概要でございますが、次の14ページをお願いしたいと思います。

ちょうど図面の真ん中ほどに、太い枠で囲んだ範囲が今回行う充てん対象範囲でございます。充てん対象面積は2,240平方メートル、計画充てん量は2,058立方メートル、充てん孔29カ所、充てんプラント設備1カ所となっております。

なお、この工事の完成は平成23年10月3日を予定しております。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時15分といたしますので、よろしくお願
いをいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時14分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例）の制定について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町一般会
計補正予算（第11号））についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

今回の補正で、地方交付税特別分で5,800万円ほど収入があるということですが、この中に恐らく含まれておるかと思えますけれども、特定地域激甚災害適用による補助金のかさ上げ、これはどの程度認められたのかと。そしてまた、7・15災害の災害申請の中で、23年度それがさらに追加の補助対象になっておるかどうか。特に可児市、それから八百津町においては相当額を認められておるとい実例がございますので、その辺との比較を含めて、もしわかれば回答を願いたい。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、谷口議員の御質問に御回答させていただきます。

今回の特別交付税の関係であります。増額となった理由の中には幾つかの要因がありますが、その中の一つとして、御説明をさせていただきましたように、7・15豪雨災害の災害関係の支出分があったということで増額となっております。詳細につきましてはわからない部分がありますが、手元にある資料の中では、災害復旧費につきまして1億1,624万1,000円が増額となっております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

この1億1,624万というのは、7・15災害に関連する総額だと思いますが、特に特定地域激甚災害の追加指定ということで、後から追加されたものがその中にどの程度あったのかということ。

それともう1点、先ほどお伺いしましたが、可児市・八百津町等についてはかなりの金額が投入されておるといことですが、その辺のうちの町との比較ですね。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

先ほど災害復旧費につきましては、その内訳につきましては何と何がというところまではわ

かりませんので、災害復旧費でこれだけということですので、その災害復旧費の内訳がどれかというところまではつかんでおりませんので、よろしくお願いします。

それから、今回の災害関係で23年度の特別分の申請でございますが、災害関係で支出した分について、特交で見ただけということでもありますので、支出額があれば申請をしていくということになりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

それともう1点ですが、今回、22年度の一般会計の事故繰越が先ほど繰越決算書で報告されております。これは昨日、全員協議会の中で亀井議員の指摘にもございましたように、特に町単工事に関して、これは補助事業の関連については、やはり補助の関係がございますので、これは仕方がないかなあとと思いますが、町単で4件ほど、特に資材の購入が困難な状況であるということが、主な理由として事故繰越という形をとられたんですが、通常繰越明許の場合と事故繰越ですね、この事故繰越というのはどういう意味なのかということが1点と、それから、これは契約が既に済んでおる案件なのかどうなのかと。ただ、予算上繰り越しをしていくのかということですが、その2点だけちょっと教えていただきたい。

議長（鈴木元八君）

谷口議員にお諮りしますが、担当課長でいいのか、それとも総務課長でいいのか、その点を明確に。

11番（谷口鈴男君）

これは所轄ですので、できれば担当課長の方が詳しいかなあとと思いますので。

議長（鈴木元八君）

わかりました。今の質問の件について、担当課長は伊左次建設課長。

建設課長（伊左次一郎君）

では、ただいまの谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

昨日の全員協議会の中でも御報告させていただきましたとおり、町単工事ではありますけれども、公共補助事業と町単工事の差異はないと考えております。その契約上のものにつきましては、繰り越しが必要なものについてはきのうも申し上げたとおり、財務省主計局の手引書により照合して、繰り越しをしておるものということでございます。

事故繰越の種類でございますが、一般的に言われますものは用地が獲得できない、工事発注後に用地の獲得に時間を要して繰り越すというものが結構多いものではございますけれども、

あとは現場での死亡事故等で警察の現場検証が入って不測の事態を招いたということで、工期内に工事が完了しないというのが事故繰越、代表的なものはそういうものがございますが、その中に資材調達難というのがございますので、今回はそれに該当したというものでございます。

議長（鈴木元八君）

それから、議長から一つ言っておきますけれども、今の案件につきましては、町長報告案件の問題もありますので、このあたりで議員には質問を控えていただければと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

谷口議員。

11番（谷口鈴男君）

議長の裁量で結構でございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第11号））について、採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起について）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

今回の控訴については、これは当然の行為であります。控訴人の名前が「御嵩町長 渡辺公夫」になっておりますけれども、彼は現在おりません。だから、失職した段階でこの手続が必要かと思うんですが、その辺はどういう状態になっておるのかということ。

議長（鈴木元八君）

この件につきましては、職務代理者の竹内副町長、よろしく申し上げます。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

谷口議員の御質問にお答えをいたします。

控訴人が御嵩町代表者、御嵩町長 渡辺公夫になっておりますが、この専決した日が平成23年4月21日でございますので、この日にちをもつての町長となりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

この専決処分書そのものはそれでいいとして、今日どういう状態にあるのかと。27日でしたか、町長のその後の取り扱いというのは。

議長（鈴木元八君）

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

控訴の提起につきましては、判決文の到着後2週間ということで、今御説明しましたように、4月21日で専決処分を行いまして、控訴の申し出が4月26日に行っております。ちょうど町長の任期中ということで、控訴の提起までは前町長名で行っております。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

私が聞いておるのは、訴訟手続法上の問題で、名義変更が必要か必要でないかということを知りたいです。

議長（鈴木元八君）

控訴の途中であるが、いわゆる名義の変更が必要かどうか、これでいいのかどうかということですから、その点をお答えいただければと思います。

その場で暫時休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時33分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開いたします。

先ほどの谷口議員の質問に対して、執行部の答えをお願いします。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

ただいまの谷口議員の質問にお答えをいたします。

今回の控訴につきましては、控訴人が御嵩町ということで、代表者が御嵩町長 渡辺公夫で、26日に先ほど申しましたように控訴手続を行いました。その後、現在私が職務代理をしております。その点の代表者の変更につきましては、今後、裁判所もしくは弁護士等と相談をいたしまして、変更が必要であれば変更届を出させていただきます。適正に進めていきたいと

思いますので、よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償請求事件に係る控訴の提起について）採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例の一部を改正する条例）について採決を行います。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第22号、平成23年度特定鉦害復旧事業西之野・雨田地区充てん工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第22号、平成23年度特定鉦害復旧事業西之野・雨田地区充てん工事請負契約の締結について採決を行います。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

総務課長より発議がありますので、これを許します。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

先ほど谷口議員の方から御質問のありました特別交付税の関係で、災害復旧に係る費用の額が幾らかということでは1億1,624万1,000円ということでお答えをさせていただきましたが、これは全体の額で、単位が100万単位でしたので、けたが違っておりました。実際には支出した費用を申請するんですが、その既定以外に交付をされる場合等もありまして、現在のところ内訳の金額についてはわからないという形ですので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひします。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

それでは、続きまして日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（鈴木元八君）

以上で本臨時会に提出されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、職務代理者の副町長よりあいさつをお願いします。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

ただいまは、承認案件並びに議案につきまして慎重なる御審議をいただきまして、承認、また可決をいただきました。まことにありがとうございました。

いよいよ来週は町長選、町会議員選挙の告示日が迫ってまいりました。皆様方のますますの御活躍をお祈りいたします。本日はどうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

これをもちまして、平成23年御嵩町議会第2回臨時会を閉会いたします。

なお、先般、議会運営委員長及び議長等からファクスが届いておりますが、6月14日、全員協議会並びに議会運営委員会を開催したいと思っておりますので、御参集の方、よろしく願いいたします。

今、副町長の方からも話がありましたように、来週は選挙に入るわけでございますので、ひとつ皆さん選挙違反のないように、また全員が戻ってきていただくように切に希望いたしますので、よろしく願いいたします。御苦労さんでした。

午前10時41分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員